

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 sien sien west と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を石川県七尾市石崎町ソ部 21 番地 1 に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 この法人は、支援をキーワードとして、誰かが誰かを助け合える場やきっかけをつくり、支援を通してこの世界に希望と笑顔を届けることを目的として次の事業を行う。

- (1) 被災地の復興支援および被災者の生活再建のための事業
- (2) 地域の活性化と地域の課題解決を図るための事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 社 員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席代表理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員)

第 16 条 当法人に、次の役員を置く。なお、監事は置かない。

(1) 理事 3 名以上 5 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 17 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 21 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配禁止)

第 24 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 6 章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第 25 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第 26 条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 27 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

(法令の準拠)

第 28 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(社員の氏名及び住所)

第 29 条 当法人の社員の住所氏名は次のとおり。

石川県七尾市石崎町八部 1 5 番地 1

今井 健太郎

熊本県人吉市赤池原町 4 0 8 番地 2

江川 始佳

熊本県玉名市亀甲 2 3 7 番地カーサ・フォレナ 1 0 1 号

田島 望

鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木 1 5 8 5 番地 1 5

前島 大和

長崎県西彼杵郡時津町日並郷 3 7 3 8 番地

間 俊輔

静岡県富士市国久保一丁目 1 0 番 1 3 号

影島 皓太

(役員)

第 30 条 当法人の理事及び代表理事は次のとおり。

理事 今井健太郎、江川始佳、田島望、間俊輔、影島皓太

代表理事 今井健太郎

一般社団法人 sien sien west の令和 7 年 6 月 1 日定款変更に当たって本定款を作成する。

石川県七尾市藤橋町申部 5 4 番地 1

司法書士 津田 晃

令和 7 年 6 月 1 日

本書は当法人の定款に相違ない。

一般社団法人 sien sien west

代表理事 今井 健太郎